

建築基準法

(構造耐力)

第 20 条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが 60 メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが 60 メートル以下の建築物のうち、第 6 条第 1 項第二号に掲げる建築物(高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物、高さが 20 メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

三 高さが 60 メートル以下の建築物のうち、第 6 条第 1 項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるもの(前号に掲げる建築物を除く。)次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

(建築材料の品質)

第 37 条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(以下この条におい

て「指定建築材料」という。)は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

建築基準法施行令第3章第6節 鉄筋コンクリート造

(適用の範囲)

第71条 この節の規定は、鉄筋コンクリート造の建築物又は鉄筋コンクリート造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用する。

2 高さが4メートル以下で、かつ、延べ面積が30平方メートル以内の建築物又は高さが3メートル以下のへいについては、この節の規定中第72条、第75条及び第79条の規定に限り適用する。

(コンクリートの材料)

第72条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
 - 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第73条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

- 一 柱及びはり(基礎ばりを除く。)の出すみ部分
- 二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋(以下この項において「主筋等」という。)の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。)の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。ただし、国土交

通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

- 3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の 40 倍以上としなければならない。
- 4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「25 倍」とあるのは「30 倍」と、「40 倍」とあるのは「50 倍」とする。

(コンクリートの強度)

第 74 条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 4 週圧縮強度は、1 平方ミリメートルにつき 12 ニュートン(軽量骨材を使用する場合には、9 ニュートン)以上であること。
- 二 設計基準強度(設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。)との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第 75 条 コンクリート打込み中及び打込み後 5 日間は、コンクリートの温度が 2 度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

第 76 条～第 78 条略

(耐力壁)

第 78 条の 2

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

- 一 厚さは、12 センチメートル以上とすること。
 - 二 開口部周囲に径 12 ミリメートル以上の補強筋を配置すること。
 - 三 径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 30 センチメートル(複配筋として配置する場合には、45 センチメートル)以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を 35 センチメートル(複配筋として配置する場合には、50 センチメートル)以下とすることができる。
 - 四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとする。
- 2 壁式構造の耐力壁は、前項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。
- 一 長さは、45 センチメートル以上とすること。

- 二 その端部及び隅角部に径 12 ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置すること。
- 三 各階の耐力壁は、その頂部及び脚部を当該耐力壁の厚さ以上の幅の壁ばり(最下階の耐力壁の脚部にあつては、布基礎又は基礎ばり)に緊結し、耐力壁の存在応力を相互に伝えることができるようにすること。

施行令第 7 節の 2

(構造方法に関する補則)

第 80 条の 2 第 3 節から前節までに定めるもののほか、国土交通大臣が、次の各号に掲げる建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関し、安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、それらの建築物又は建築物の構造部分は、その技術的基準に従った構造としなければならない。

- 一 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるもの
- 二 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造以外の建築物又は建築物の構造部分

平成 15 年 4 月 28 日国土交通省告示第 463 号

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 80 条の 2 第一号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット(コンクリートブロック又はセラミックメーソンリーユニットで型わく状のものをいう。以下同じ。))を組積し、それ

らの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充^{てん}填して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下「鉄筋コンクリート組積造の建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第 1 から第 11 までに定め、同令第 36 条第 1 項の規定に基づき、耐久性等関係規定を第 12 に、同条第 2 項第一号の規定に基づき、同令第 81 条第 2 項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第 13 にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第 11 第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第 81 条第 2 項第二号イの規定に基づき、鉄筋コンクリート組積造の建築物等の構造計算が、第 11 第一号及び第四号に適合する場合においては、当該構造計算は、同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

平成 15 年 4 月 28 日 国土交通省告示第 463 号

改正 平成 19 年 5 月 18 日 国土交通省告示第 614 号

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

第 1 適用の範囲

鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築基準法施行令(以下「令」という。)第 3 章第 6 節(第 76 条、第 77 条、第 78 条、第 78 条の 2 第 1 項第三号及び第 79 条の規定を除く。)に定めるところによるほか、第 2 から第 11 までに定めるところによる。

第 2 階数等

- 一 地階を除く階数は、3 以下としなければならない。
- 二 軒の高さは、12 メートル以下としなければならない。
- 三 鉄筋コンクリート組積造の建築物の構造部分を有する階の階高(床版の上面からその直上階の床版の上面(最上階又は階数が 1 の建築物にあっては、構造耐力上主要な壁と屋根版が接して設けられる部分のうち最も低い部分における屋根版の上面)までの高さをいう。)は、3.5 メートル以下としなければならない。

第3 構造耐力上主要な部分に使用する充^{てん}填コンクリートの設計基準強度及び構造耐力上主要な部分に使用する鉄筋の種類

一 充^{てん}填コンクリートは、1平方ミリメートルにつき18ニュートン以上の設計基準強度のものとしなければならない。

二 鉄筋は、径9ミリメートル以上の異形鉄筋としなければならない。

第4 構造耐力上主要な部分に使用する組積ユニットの品質

一 ひび割れ、きず、ひずみ等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

二 基本形組積ユニットにあつては、その形状は、次のイからへまでに定めるものとしなければならない。

イ 容積空洞率(組積ユニットの空洞部全体の容積を組積ユニットの外部形状容積(化粧を有するコンクリートブロックにあつては、その化粧の部分の容積を除く。)で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)は、50パーセント以上70パーセント以下であること。

ロ フェイスシェル(充^{てん}填コンクリートの型わくとなる部分をいう。以下同じ。)の最小厚さは、25ミリメートル以上であること。

ハ ウェブ(フェイスシェルを連結する部分をいう。以下同じ。)の形状は、組積した場合にコンクリートの充^{てん}填に支障のないものであること。

ニ ウェブの鉛直断面積の合計は、モジュール寸法(呼称寸法に目地厚さを加えたものをいう。以下同じ。)によるフェイスシェルの鉛直断面積の8パーセント以上であること。

ホ ウェブの中央部の高さは、モジュール寸法による組積ユニットの高さの65パーセント以下であること。

ヘ 打込み目地組積ユニットにあつては、そのフェイスシェルの内端部の開先(隣接する組積ユニットにより形成される凹部をいう。以下同じ。)の幅は、8ミリメートル以上12ミリメートル以下、隣接する打込み目地組積ユニットのフェイスシェルの接触面の内端から内側に3ミリメートルの位置における開先の幅は3ミリメートル以上、奥行長さは10ミリメートル以上であること。ただし、高い流動性を有するコンクリートの使用その他

の目地部にコンクリートを密実に充^{てん}填するための有効な措置を講ずる場合は、この限りでない。

三 前号(イ、ニ及びホを除く。)の規定は、異形組積ユニットについて準用する。

四 圧縮強度は、コンクリートブロックにあつては1平方ミリメートルにつき20ニュートン以上、セラミックメーソロジーユニットにあつては1平方ミリメートルにつき40ニュートン以上としなければならない。

五 体積吸水率(表乾重量から絶乾重量を引いた数値を表乾重量から水中重量を引いた数値で除して得たものを百分率で表したものをいう。以下この号において同じ。)は、組積ユニットの種類に応じて、次の表に掲げる式によって計算した数値以下の数値としなければならない。

組積ユニットの種類	体積吸水率(単位 パーセント)
-----------	-----------------

コンクリートブロック	$20 - (2\sigma \div 5 - 8)$
セラミックメゾンリーユニット	$20 - (2\sigma \div 5 - 16)$
この表において、 σ は、圧縮強度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。	

六 フェイスシェルの吸水層(24 時間以上浸したときに水が浸透する部分をいう。以下同じ。)の厚さは、当該フェイスシェルの厚さの 3 分の 2 以下としなければならない。ただし、鉄筋と組積ユニットとの適当な間隔の保持その他の鉄筋のさび止めのための有効な措置を講ずる場合は、この限りでない。

七 外壁に用いるものにあつては、日本工業規格 A5406(建築用コンクリートブロック)－1994 の透水性試験により測定された透水性は、1 平方メートルにつき毎時 200 ミリリットル以下としなければならない。ただし、防水剤の塗布その他の建築物の内部に生ずる漏水を防止するための有効な措置を講ずる場合は、この限りでない。

第 5 構造耐力上主要な部分に使用する鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度

鉄筋コンクリート組積体は、1 平方ミリメートルにつき 18 ニュートン以上の設計基準強度(打込み目地鉄筋コ

ンクリート組積体(打込み目地組積ユニットを組積し、それらの空洞部にコンクリートを充^{てん}填し、打込み目地部を形成して一体化したものをいう。以下同じ。)にあつては、等価設計基準強度(設計基準強度に打込み

目地組積ユニットの厚さに対するその打込み目地部を含む水平断面における充^{てん}填コンクリートの最大厚さの比を乗じて得た数値をいう。以下同じ。))のものとしなければならない。

第 6 構造耐力上主要な部分に使用する鉄筋コンクリート組積体の構造

一 組積ユニットの空洞部は、コンクリートで密実に充^{てん}填しなければならない。

二 組積ユニットは、その目地塗面の全部(打込み目地組積ユニットにあつては、床版、土台その他これらに類するものに接する部分に限る。)にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

三 異形組積ユニットを使用する場合は、基本形組積ユニットと組み合わせて使用しなければならない。

四 各空洞部に配置する鉄筋は、一方向につき 2 本以下としなければならない。ただし、鉄筋の実況に応じ

た引抜きに関する実験によって、これと同等以上に鉄筋に対する充^{てん}填コンクリートの付着割裂が生じるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

五 継手及び定着に使用する部分にあつては、前号の規定にかかわらず、鉄筋を一方向につき 3 本以上とすることができる。

第 7 構造耐力上主要な部分である基礎ばりの構造

基礎ばり(べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。第 8 において同じ。)は、一体の鉄筋コンクリート造(2 以上の部材を組み合わせたもので、これらの部材相互を緊結したものを含む。第 8 及び第 9 第八号において同じ。)としなければならない。ただし、鉄筋コンクリート組積造にあつては、フェイスシェルの吸水層の厚さが当該フェイスシェルの厚さの 3 分の 2 以下であるコンクリートブロックを用いたもので、かつ、令 [第 82 条第](#)

[一号](#)から第三号までに定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

第8 構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版の構造

- 一 鉄筋コンクリート造としなければならない。
- 二 水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(建築物の最下階の床版にあっては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力を有する構造としなければならない。

第9 耐力壁の構造

- 一 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和は、それぞれ次の式に適合するものとしなければならない。

$$\Sigma A_w \geq ZWA_i \beta$$

この式において、 A_w 、 Z 、 W 、 A_i 及び β は、次の数値を表すものとする。

A_w 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリメートル)

Z [令第88条第1項](#)に規定する Z の数値

W [令第88条第1項](#)の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和([令第86条第2項](#)ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)

A_i [令第88条第1項](#)に規定する当該階に係る A_i の数値

β 鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(打込み目鉄筋コンクリート組積体にあつては、等価設計基準強度)(単位 1平方ミリメートルにつきニュートン)で18を除した数値の平方根(2分の1の平方根未満のときは、2分の1の平方根)

- 二 耐力壁は、釣合い良く配置しなければならない。
- 三 耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60平方メートル以下としなければならない。ただし、[令第82条第一号](#)から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。
- 四 耐力壁の長さは、両端部の縦筋及び1以上の中間縦筋(両端部の縦筋以外の縦筋をいう。)を配置できる長さ(590ミリメートルを超えるときは590ミリメートル)以上としなければならない。
- 五 耐力壁の厚さは、鉛直方向の力に対する構造耐力上主要な支点間の鉛直距離を22で除して得た数値以上で、かつ、190ミリメートル以上としなければならない。ただし、[令第82条第一号](#)から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、120ミリメートル以上とすることができる。
- 六 耐力壁に用いる縦筋は、次のイからハまでに定めるものとしなければならない。
 - イ 縦筋の鉄筋比(耐力壁の水平断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する縦筋の断面積の和の割合をいう。)は、0.2パーセント以上とすること。ただし、[令第82条第一号](#)から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、0.15パーセント以上とすることができる。

ロ 縦筋の間隔は、モジュール寸法による組積ユニットの長さ以下で、かつ、400 ミリメートル以下とすること。

ハ 両端部の縦筋の径は、階の区分に応じて次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、令 [第 82 条第一号](#) から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、12 ミリメートル以上とすることができる。

階		端部の縦筋の径(単位 ミリメートル)
地上階	最上階から数えた階数が 3 以内の階	12
	最上階から数えた階数が 4 以上の階	15
地階		

七 耐力壁に用いる横筋については、その鉄筋比(耐力壁の壁面と直交する鉛直断面における鉄筋コンクリート組積体の断面積に対する横筋の断面積の和の割合をいう。以下この号において同じ。)及び横筋の間隔は、階の区分に応じてそれぞれ次の表によらなければならない。ただし、横筋の鉄筋比を 0.15 パーセント以上とし、かつ、令 [第 82 条第一号](#) から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

階		横筋の鉄筋比(単位 パーセント)	横筋の間隔
地上階	最上階から数えた階数が 3 以内の階	0.2 以上	モジュール寸法による組積ユニットの高さ又は 300 ミリメートルのうちいずれか大きい数値以下
	最上階から数えた階数が 4 以上の階	0.25 以上	モジュール寸法による組積ユニットの高さ又は 200 ミリメートルのうちいずれか大きい数値以下
地階			

ハ 地階の耐力壁は、一体の鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、鉄筋コンクリート組積造にあっては、フェイスシールの吸水層の厚さが当該フェイスシールの厚さの 3 分の 2 以下であるコンクリートブロックを用いたもので、かつ、令 [第 82 条第一号](#) から第三号までに定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられたものでなければならない。

第 10 構造耐力上主要な部分である壁ばりの構造

一 丈は、450 ミリメートル以上としなければならない。ただし、令 [第 82 条第一号](#) から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。

二 複筋ばりとしなければならない。

三 壁ばりに用いる鉄筋は、次のイからハまでに定めるものとしなければならない。

イ 壁ばりの長さ方向に配置される鉄筋相互間の間隔は、それぞれ 400 ミリメートル以下とすること。

ロ 上端筋及び下端筋(壁ばりの長さ方向に配置される鉄筋のうちそれぞれ上端及び下端に配置されるものをいう。以下この号において同じ。)は、径 12 ミリメートル以上とし、上端筋の断面積の合計及び下端筋の断面積の合計がそれぞれ次の式に適合するように配置すること。

$$a_t \geq 0.002 bd$$

この式において、 a_t 、 b 及び d は、それぞれ次の値を表すものとする。

a_t 上端筋の断面積の合計又は下端筋の断面積の合計(単位 平方ミリメートル)

b 壁ばりの厚さ(単位 ミリメートル)

d 壁ばりの有効丈(引張側端部の鉄筋と圧縮縁との重心間の距離をいう。)(単位 ミリメートル)

ハ あばら筋相互間の間隔は、200 ミリメートル以下とすること。

ニ あばら筋比(はりの軸を含む水平断面における一組のあばら筋の断面の中心を通る直線と、隣り合う一組のあばら筋の断面の中心を通る直線とではさまれた部分の鉄筋コンクリート組積体の断面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいう。)は 0.25 パーセント(壁ばりの内法長さを丈で徐して得た数値が 1.5 未満の場合にあっては、0.3 パーセント)以上とすること。

第 11 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分

一 次のイからハまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第 2 第一号中「3 以下」とあるのは「5 以下」と、第 2 第二号中「12 メートル以下」とあるのは「20 メートル以下」と読み替えて適用する。

イ 令 [第 82 条](#) 各号に定めるところによること。

ロ 令 [第 82 条の 2](#) に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の構造部分を有する階にあっては 2,000 分の 1 以内であり、かつ、その他の階にあっては 200 分の 1(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、120 分の 1)以内であることを確かめること。

ハ 令 [第 82 条の 6 第二号](#) に定めるところによること。

ニ 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積の和が次の式に適合することを確かめること。

$$\sum 2A_w \geq ZWA_i\beta$$

この式において、 A_w 、 Z 、 W 、 A_i 及び β は、それぞれ第 9 第一号に定める数値を表すものとする。

ニ 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第 9 第一号の規定は適用しない。

三 第一号イ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ、かつ、令 [第 82 条の 3 第一号](#) の規定によって計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第 2 第一号中「3 以下」とあるのは「5 以下」と、第 2 第二号中「12 メートル以下」とあるのは「20 メートル以下」と、第 10 第三号ニ中「0.25 パーセント」とあるのは「0.15 パーセント」と読み替えて適用する。

四 令 [第 82 条の 4](#) に定めるところによること。

第 12 耐久性等関係規定の指定

令第36条第1項に規定する耐久性等関係規定として、第3第一号、第4(第二号イ及び同号ニからへまで並びに第三号(第二号へを準用する部分に限る。))を除く。)、第5及び第6第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第13 令 [第36条第2項第一号](#)の規定に基づく技術的基準の指定

令第36条第2項第一号の規定に基づき、第11第一号イ及びロ、第三号並びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術的基準として、第2第三号、第8第一号、第9第一号及び第10第三号ロに定める技術的基準を指定する。

附 則(平成19年5月18日 国土交通省告示第614号)

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

平成 13 年 6 月 12 日国土交通省告示第 1024 号

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件

第 1 特殊な許容応力度

一～十 略

十一 組積体の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度は次に掲げるものとする。

イ 組積体の圧縮及びせん断の許容応力度は、次の表に掲げる数値によらなければならない。

許容応力度 種類	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)		短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)	
	圧縮	せん断	圧縮	せん断
組積体(打込み目地鉄 筋コンクリート組積体を 除く。)	$F \div 3$	$\frac{\sqrt{0.1F}}{3}$	$2F \div 3$	$\frac{\sqrt{0.1F}}{2}$
打込み目地鉄筋コンクリ ート組積体	$F \div 3$	$\frac{\sqrt{0.1\alpha F}}{3}$	$2F \div 3$	$\frac{\sqrt{0.1\alpha F}}{2}$

一 この表において、打込み目地鉄筋コンクリート組積体は、打込み目地組積ユニットを組積し、それらの空洞部にコンクリートを充填し、打込み目地部を形成して一体化したものをいう。

二 この表において、F 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F 設計基準強度(実況に応じた圧縮強度試験により求めた材齢が 28 日の供試体の圧縮強度の平均値以下のものに限る。以下ロにおいて同じ。)(単位 1 平方ミリメートルにつきニュートン)

α 打込み目地組積ユニットの厚さに対するその打込み目地部を含む水平断面における充填コンクリートの最大厚さの比

ロ 鉄筋コンクリート組積体における充填コンクリートの鉄筋との付着の許容応力度は、平成 12 年建設省告示第 1450 号第 1 各号の規定を準用するものとする。この場合において、第 1 第一号中「令第 74 条第 1 項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度」とあるのは「鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度(充填コンクリートの設計基準強度が鉄筋コンクリート組積体の設計基準強度を下回る場合にあっては、その設計基準強度)」と、同号ただし書中「コンクリート」とあるのは「鉄筋コンクリート組積体」と読み替えるものとする。

第 2 特殊な材料強度

一 ～九 略

十 鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度は、種類に応じて第 1 第十一号イの表に規定する長期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の 3 倍としなければならない。

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1446 号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第 1 建築基準法(以下「法」という。)第 37 条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一 ～七 略

八 コンクリートブロック

九～十八略

十九 セラミックメーソンリーユニット

第 2 法第 37 条第一号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第一(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

第 3 法第 37 条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 別表第二(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。

二 別表第三(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。

三 別表第二の(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされていること。

四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関する事項

(ii) 資材の品質、検査及び保管に関する事項

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理(製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。)に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

へ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場その他の事業場(以下「工場等」という。)の経営方針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(2) 社内規格の制定、改正等についての統括

(3) 製品の品質水準の評価

(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処理及びその対策に関する指導及び助言

(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(7) 外注管理に関する指導及び助言

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格 Q9001(品質マネジメントシステム－要求事項)－2000の規定に適合していること。

二 前項第一号から第四号まで及び第六号ロの基準に適合していること。

三 製造をする建築材料の規格等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

附 則(平成 19 年 5 月 18 日 国土交通省告示第 619 号)

この告示は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

別表第一(法第 37 条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

(い)	(ろ)
第 1 第一号～第七号十号、第十四号、第十六号、1 第二十一号、第二十二号に掲げる建築材料	略
第 1 第八号に掲げる建築材料	JIS A5406(建築用コンクリートブロック)－1994
第 1 第十九号に掲げる建築材料	JIS A5210(建築用セラミックメーソンリーユニット)－1994

別表第二(品質基準及びその測定方法等)

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第 1 第一号～第七号に掲げる建築材料	略	略
	一 容積空洞率(コンクリートブロックの空洞部全体の容積をコンクリートブロックの外部形状容積(ただし化粧を有するコンクリートブロックにあつては、その化粧部分の容積を除く。)で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)の基準値が定められていること。	一 各部の寸法を実測して行うこと。
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A5406(建築用コンクリートブロック)－1994 によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。

第1第八号に掲げる建築材料	<p>三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第3章第8節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、1平方ミリメートルにつき8ニュートン以上であること。</p>	<p>三 JIS A5406(建築用コンクリートブロック)－1994の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。</p>
	<p>四 吸水率の基準値が定められていること。ただし、圧縮強さが1平方ミリメートルにつき15ニュートン以下の場合においては、気乾かさ比重によることができる。</p>	<p>四 JIS A5406(建築用コンクリートブロック)－1994の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。</p>
	<p>五 透水性の基準値が定められていること。ただし、防水性を要求しない場合においては、この限りでない。</p>	<p>五 JIS A5406(建築用コンクリートブロック)－1994の透水性の試験方法によるか又はこれと同等以上に透水性を測定できる方法によること。</p>
	<p>六 前各号に掲げるもののほか、第1第七号に掲げる建築材料の項(ろ)欄各号の品質基準の基準値が定められていること。</p>	<p>六 第1第七号に掲げる建築材料の項(は)欄各号の方法によること。</p>
第1第九号～第十八号に掲げる建築材料	略	略
第1第十九号に掲げる建築材料	<p>一 容積空洞率(セラミックメーソンリーユニットの空洞部全体の容積をセラミックメーソンリーユニットの外部形状容積で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)の基準値が定められていること。</p>	<p>一 各部の寸法を実測して行うこと。</p>
	<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>	<p>二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A5210(建築用セラミックメーソンリーユニット)－1994によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。</p>
	<p>三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第3章第8節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、1平方ミリメートルにつき8ニュートン以上であること。</p>	<p>三 JIS A5210(建築用セラミックメーソンリーユニット)－1994の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。</p>

	四 吸水率の基準値が定められていること。	四 JIS A5210(建築用セラミックメーソソリユニット) —1994 の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等 以上に吸水率を測定できる方法によること。
--	----------------------	--

別表第三(検査項目及び検査方法)

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	検査項目	検査方法
第1 第一号～第七号に掲げる建築材料	略	略
第1 第八号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。
第1 第九号～第十八号に掲げる建築材料	略	略
第1 第十九号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。